

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条例（議員発議）

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
(議会事務局総務課) 一
- 宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例
(議会事務局議事課) 一
- 県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例
() 同 () 一

ページ

条 例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項の見出し中、「平成二十二年度」の下に、「並びに平成二十三年四月」を加え、同項中

「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年四月二十九日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例(昭和五十年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中、「環境生活委員会」を「環境生活農林水産委員会」に、「の分掌」を「及び農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管」に改め、同項第三号中、「及び病院局の所管に属する事項」を削り、同項第四号中、「産業経済委員会」を「経済商工観光委員会」に改め、「及び農林水産部」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、この条例の公布の日において現に在職する県議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。ただし、第二条第一項第三号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一項第三号の改正規定の施行の際現に改正前の宮城県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項第三号の保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員であるものは、それぞれ改正後の宮城県議会委員会条例(以下「新条例」という。)第二条第一項第三号の保健福祉委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 第一条第一項第三号の改正規定の施行の際現に旧条例第二条第一項第三号の保健福祉委員会において審査又は調査中の事件は、新条例第二条第一項第三号の保健福祉委員会に付託されたものとなす。

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「六十一人」を「五十九人」に改める。
第二条の表角田・伊具の項中「二人」を「一人」に改め、同表登米の項中「三人」を「二人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される県議会議員の選挙については、なお従前の例による。